

# 「Logic GYM24」 会員利用規約

## 第1条 (目的)

Logic GYM24 (以下「本クラブ」といいます。) は、会員 (本会則第4条所定の手続を経て本クラブと契約を締結された方をいいます。以下同じです。) が本クラブの施設を構成する各種サービスを利用し、心身の育成、健康維持および健康増進を図ることを目的とします。

## 第2条 (会員制)

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員による本クラブの利用範囲、条件および施設運営システム (会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。) については、別に定めます。

## 第3条 (入会資格)

1. 本クラブの入会資格は、次の各号の全てを満たすこととします。

- (1) 各会員種別において別途定める資格を満たすこと。
- (2) 本クラブの施設の利用に支障のない健康状態であることを本クラブに申告すること。
- (3) 本会則に同意すること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力の関係者でないこと。
- (5) 過去に本クラブより本会則に基づく契約を解約されていないこと。ただし、解約の原因が解消された場合その他本クラブが相当と認めた場合は、この限りではありません。

- (6) 刺青、ファッションタトゥー、タトゥーと判別することが困難なボディペインティングまたはシール等がある場合において、クラブ内でこれらを一切露出しないことに同意できること。

2. 会員は、本クラブに対し、現在および将来にわたり、自らが次の各号に定める反社会的勢力に該当しないことを保証します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員 (暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業の役員、従業員、株主または実質的支配者その他の関係者
- (5) その他前各号に準ずる者

3. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力に対して、直接または間接を問わず、名目のいかんを問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを保証します。

4. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係を有しないことを保証します。

5. 会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

#### **第4条（入会手続）**

1. 本クラブに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本クラブによる審査を受けたうえで、本クラブが承諾したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。なお、利用開始日は別に定めません。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会を認めない場合があります。なお、審査方法、審査過程および審査内容の詳細については、原則として開示しません。
3. 会員は、入会后、本クラブから身分証明書等の本人確認書類の提示を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設利用を制限または禁止することができます。この場合であっても、会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払うものとします。
4. 未成年者が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得たうえで、所定の申込方法により申し込むものとします。この場合、親権者は、自らが会員であるか否かにかかわらず、本会則に基づく責任について、本人と連帯して負うものとします。
5. 成年被後見人、被保佐人または被補助人の入会申込については、法定代理人、保佐人または補助人の同意その他法令上必要な手続を要する場合があります。この場合の取扱いは、民法その他関係法令に従うものとします。

#### **第5条（届出内容変更手続）**

1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証するものとします。本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じた損害について、本クラブに故意または過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 本クラブが会員に通知を行う場合は、会員から届け出を受けた連絡先に宛てて通知を発したことをもって足りるものとします。会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により、本クラブからの通知が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### **第6条（個人情報の取扱い）**

本クラブは、会員の個人情報を、別途定めるプライバシーポリシーに従い、適切に取得、利用および管理します。なお、個人情報の利用目的その他法令上公表または通知が必要な事項については、当該プライバシーポリシーまたは本クラブ所定の方法により公表または通知します。

#### **第7条（諸費用）**

1. 会員種別ごとの会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます。）は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用の納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて、本クラブが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を支払うものとします。
3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めがある場合または本クラブが別途認める場合を除き、返還しません。

#### **第8条（会員たる地位の相続・譲渡）**

本クラブの会員たる地位は一身専属のものであり、第三者に譲渡できず、相続の対象にもなりません。

### **第9条（会員以外の施設利用）**

本クラブは、特に必要と認めた場合には、会員以外の者による施設利用を認めることができます。この場合、当該利用者にも本会則その他本クラブの定める規則を適用します。

### **第10条（諸規則の遵守）**

会員は、本クラブの施設利用にあたり、本会則その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます。）の指示に従うものとします。

### **第11条（禁止事項）**

会員は、次の各号に定める行為をしてはなりません。

- （1）他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）、施設スタッフまたは本クラブを誹謗し、または中傷すること。
- （2）他の方または施設スタッフを殴打し、身体を押し、拘束する等の暴力行為。
- （3）大声または奇声を発する行為、他の方もしくは施設スタッフの進行を妨げる行為、その他威嚇行為または迷惑行為。
- （4）物を投げ、壊し、叩く等、他の方または施設スタッフに恐怖感を与える危険な行為。
- （5）本クラブの施設、器具または備品を損壊し、または備付備品を持ち出す行為。
- （6）他の方または施設スタッフを待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- （7）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- （8）痴漢、のぞき、露出、唾を吐く行為その他法令または公序良俗に反する行為。
- （9）刃物その他危険物を館内へ持ち込む行為。
- （10）館内において、物品販売、営業行為、金銭の貸借、各種勧誘、署名活動、政治活動または宗教活動を行う行為。
- （11）本クラブが管理上不適切と判断する高額な金銭または物品を館内へ持ち込む行為。
- （12）本クラブの施設内の秩序を乱す行為。
- （13）自らの会員証を他人に貸与し、または使用させる行為。
- （14）他の会員の会員証を、当該会員の承諾の有無を問わず、使用する行為。
- （15）その他、本クラブの安全な運営に重大な支障を生じさせ、または生じさせるおそれのある行為。

### **第12条（損害賠償責任免責）**

1. 会員が本クラブの施設利用中に会員自身に生じた損害について、本クラブは、本クラブに故意または過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. 会員同士または会員と第三者との間に生じた係争、トラブルその他の紛争について、本クラブは、本クラブに故意または過失がある場合を除き、責任を負わず、また原則として関与しません。

### **第13条（持込物に関する責任）**

1. 本クラブは、会員が施設内に持ち込んだ物について、明示的に預かる場合を除き、これを保管する義務を負いません。会員は、持込物について自らの責任において管理するものとします。
2. 本クラブは、本クラブに故意または過失がある場合を除き、会員が施設内に持ち込んだ物の滅失、毀損または盗難について責任を負いません。
3. 会員が施設内に放置した物については、本クラブは、一定期間保管した後、法令および本クラブ所定の方法により

処分することができるものとします。ただし、飲食物その他衛生上または安全管理上保管に適さない物については、直ちに処分することができるものとします。

#### **第14条（会員の損害賠償責任）**

会員が本クラブの施設利用中、自己の責めに帰すべき事由により、本クラブ、他の会員またはその他の第三者に損害を与えたときは、当該会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。

#### **第15条（休会）**

1. 会員が本クラブを休会するときは、当月10日までに、会員証を添えて本クラブ所定の休会届を提出し、所定の手続を完了しなければなりません。

2. 休会は月単位とし、休会中の施設利用はできません。

3. 休会費は、1か月につき1,100円（税込）とします。

4. 休会期間（最大3ヶ月）満了後は、会員から別途所定の届出がない限り、自動的に休会前の会員種別に復帰し、通常の会費が発生するものとします。

5. 会費その他の未納金がある場合は、休会手続までにこれを完納しなければなりません。

#### **第16条（退会）**

1. 会員は、自己都合により退会するときは、当月10日までに、本クラブ所定の書面により退会手続を完了することにより、当月末日をもって退会することができます。

2. 当月10日を過ぎて退会手続が完了した場合は、翌月末日をもって退会するものとします。

3. 会員は、本クラブに対し、退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

#### **第17条（施設の利用制限・禁止、契約解約）**

1. 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して、本クラブの施設利用を制限もしくは禁止し、または本会則に基づく契約を解約することができます。ただし、会員が本クラブの施設利用を制限または禁止された場合であっても、会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払うものとします。

（1）第3条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。

（2）本会則その他本クラブの定める諸規則に違反したとき。

（3）支払方法の設定が確認できないとき、または会員の責めによりその支払方法もしくは手段が利用できなくなったとき。

（4）諸費用の支払を連続して2か月怠ったとき。

（5）破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき。

（6）第4条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続したとき。

（7）筋肉の痙攣、意識の喪失その他運動中の重大な事故または危険を生じさせるおそれのある症状または疾病があることが判明し、安全な施設利用が困難であると本クラブが判断したとき。

（8）他人に感染するおそれのある疾病があることが判明し、施設利用が適当でないと本クラブが判断したとき。

（9）医師から運動を禁じられていることが判明したとき。

（10）妊娠中その他の身体状態により、本人の申告、医師の指示または健康状態を踏まえ、安全確保のために施設利用の全部または一部の制限が必要であると本クラブが判断したとき。

（11）法令に違反したとき。

(12) クラブ内において、刺青、ファッションタトゥー、タトゥーと判別することが困難なボディペインティングまたはシール等を露出させたとき。

(13) その他、会員の行為または状態により、本クラブの安全な運営に重大な支障が生じ、または生じるおそれがあると本クラブが合理的に判断したとき。

2. 前項に基づき本クラブが契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本クラブに故意または過失がある場合を除き、本クラブはその損害を賠償する責任を負いません。

#### **第18条（施設の休業および閉鎖）**

1. 本クラブは、次の各号のいずれかの事由により、営業することが困難であると判断したとき、または営業すべきでないと判断したときは、本クラブの施設の全部または一部を臨時に休業し、または閉鎖することができます。

(1) 天災地変、気象災害、地震その他の不可抗力が生じたとき、またはそのおそれがあるとき。

(2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。

(3) 判決の言渡し、法令の制定改廃、行政庁による処分、行政指導または命令等があったとき。

(4) 社会情勢の著しい変化があったとき、またはそのおそれがあるとき。

(5) その他、本クラブが営業することが困難または不適當であると判断する事情が生じたとき、またはそのおそれがあるとき。

2. 前項の場合であっても、法令の定めがある場合または本クラブが別途認める場合を除き、会員の諸費用の支払義務は軽減または免除されません。

#### **第19条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更または廃止）**

本クラブは、必要があると判断したときは、会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、変更または廃止することができます。この場合、本クラブは、原則としてその効力発生日の1か月前までに、会員に対し告知または通知を行うものとします。

#### **第20条（会則の変更）**

1. 本クラブは、民法第548条の4の定めに基づき、本会則を変更することがあります。

2. 本クラブが本会則を変更するときは、変更内容および効力発生日を、効力発生日までに、施設内掲示、ホームページ掲載その他本クラブが適当と認める方法により周知するものとします。

#### **第21条（告知方法）**

本会則に基づく会員への告知または通知は、施設内への掲示、ホームページへの掲載、電子メールその他本クラブが適当と認める方法により行うものとします。

施設利用に関するご案内

##### **【共通事項】**

・ホルダー以外の場所に、飲み物その他液体状のものを置かないでください。飲み物等は、必ず蓋付きのものをご利用ください。

・靴は、ゴム底のもの、または滑りにくい底のものを使用してください。

・かかとの高い靴、革底の靴またはスパイクシューズは使用しないでください。また、使用前に靴底に石などが詰まっていないか確認してください。

・服装は、ゆとりがあり動きやすいものを着用し、靴ひもやタオルなどが可動部分に触れないよう十分に注意してくだ

さい。

- ・危険防止のため、素足での施設利用はできません。
- ・操作中に製品の内部や下に手を入れたり、横向きに倒したりしないでください。
- ・マシン使用後は、備え付けのタオルで汗や汚れを拭き取ってください。

【カーディオ機器使用上の注意事項】

使用にあたり、特に次の事項に該当する方は、事前に医師に相談してください。

高脂血症、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）、45歳以上、喫煙習慣がある方、コレステロール値が高い方、肥満傾向のある方、または過去1年間に規則的な運動をしていない方。

また、運動中に、めまい、吐き気、痛み、息切れその他身体の異常を感じた場合は、直ちに運動を中止してください。

【トレッドミル使用上の注意事項】

- ・安全のため、必要に応じてハンドレールを使用してください。ただし、常時これに頼った使用は避けてください。
- ・ランニングベルト作動中は、マシンへの乗り降りをしないでください。
- ・後ろ向きでの歩行または走行はしないでください。
- ・使用後にマシンから離れる際は、完全に停止したことを確認してください。

【エアロバイク使用上の注意事項】

- ・エアロバイクに乗り降りする際は十分に注意してください。必要な場合は、備え付けのハンドルバーを使用してください。
- ・後ろ向きで使用しないでください。